

2024年10月21日

会員に対する処分について

日本 OTC 医薬品協会（会長：杉本 雅史）は、会員会社に対して下記の処分を行いましたので、ご報告申し上げます。本件は、正副会長会での協議結果を踏まえ、理事会にて審議・決議されたものです。

記

会員会社：小林製薬株式会社

処分：期間を定めての会員資格停止 会員資格の停止期間は現協会役員の任期中とする。

理由：・本会の目的である、「人々の健康の維持、増進に貢献すること」に対し、健康関連製品である機能性表示食品において、死亡例を含む重大な健康被害を発生させたこと（会則 第10条 1 ②）。

- ・本件事案への危機対応において、経営陣はリーダーシップを発揮することができず、結果として行政報告や公表の遅れを招き、健康被害を拡大させ、業界の信用を損ねたこと。
- ・本件事案については、健康食品に関わる制度の改正にまで至り、OTC 業界のみならず社会的に多大な影響を及ぼしたこと。

以上